

第 8 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和8年3月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 8 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和8年3月13日(金曜日)

午前10時0分開議

午後0時13分閉会

本日の会議に付した事件

議案第46号 令和8年度熊本県一般会計予算

議案第55号 令和8年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第56号 令和8年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第87号 熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①新規就農者の状況について
- ②くまもと林業大学の機能拡充に伴う基本構想(案)について
- ③新漁業取締船あまくさの就役について
- ④令和7年8月豪雨を踏まえた浸水被害を軽減する対策(案)について

令和7年度農林水産常任委員会における取組の成果について

出席委員(7人)

- 委員長 河津 修司
- 副委員長 池永 幸生
- 委員 前川 收
- 委員 城下 広作
- 委員 山口 裕
- 委員 松村 秀逸
- 委員 幸村 香代子

欠席委員(1人)

- 委員 西村 尚武

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 中島 豪

理事

(食のみやこ推進担当)

兼食のみやこ推進局長 間宮 将大

政策審議監 磯谷 重和

生産経営局長 徳永 浩美

農村振興局長 永田 稔

森林局長 宮脇 慈

水産局長 那須 博史

農林水産政策課長 紙屋 勝良

団体支援課長 岩野 洋士

政策調整監 杉谷 将洋

流通アグリビジネス課長 甲斐 久美子

農業技術課長 山本 剛士

農産園芸課長 福永 哲

畜産課長 安武 秀貴

担い手支援課長 林田 慎一

農村計画課長 野入 正憲

首席審議員

兼農地整備課長 大森 直樹

むらづくり課長 岩田 長起

技術管理課長 宮川 和幸

森林整備課長 野間 圭

林業振興課長 藤田 隆利

森林保全課長 山下 聖二

水産振興課長 山下 博和

漁港漁場整備課長 植田 光和

農業研究センター所長 工藤 真裕

事務局職員出席者

議事課参事 中野 千春

政務調査課主幹 入船 卓雄

午前10時0分開議

○河津修司委員長 ただいまから第8回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありま

したので、これを認めることにいたしました。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、中島農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いいたします。

○中島農林水産部長 今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、中東情勢の緊迫化に伴う農林畜水産業への影響について御報告いたします。

今月2日からの中東情勢の緊迫化に伴い、原油相場は2008年の最高値に迫る勢いで急激に上昇し、高値で推移しています。併せて円安も進行しており、ガソリンやA重油などの石油類で値上がりが続いているところでございます。

この状況を受けまして、国において、ガソリン価格を抑制する補助金の再開や石油備蓄の放出も表明されておりますが、燃油だけでなくビニール等の資材や飼料や肥料などの価格上昇も懸念されることから、国の対策の動向も含め、引き続き状況を注視してまいります。

それでは、今定例会に提案しております議案等の概要について御報告いたします。

後議として、予算関係が3件、条例関係が1件、報告関係が4件となっております。

まず、令和8年度当初予算についてです。

今回の予算は、令和7年8月及び令和2年7月の豪雨災害、熊本地震からの創造的復興に加え、くまもと新時代共創基本方針に沿って、稼げる農林畜水産業の実現に向け、食のみやこ熊本県の創造に必要な事業として、一般会計と特別会計を合わせて828億円余を計

上しております。

それでは、主な取組について、その概要を御説明いたします。

令和7年8月豪雨からの創造的復興については、農林畜水産業者の経営維持、再建を図るため、被災者の速やかな営農等の再開及び産地復興を支援します。

特に、被害の大きかったイグサにおいては、生産体制の維持や新たな需要創出に向けた支援を一体的に行い、産地の維持、復興に向け、しっかりと取り組んでまいります。

加えて、令和2年7月豪雨からの創造的復興と併せ、農地や林道、崩壊した山腹などの早期復旧に引き続き取り組んでまいります。

また、熊本地震からの創造的復興の総仕上げとなる大切畑ダムの復旧については、令和8年度の供用開始を目指し、残りの復旧工事を着実に進めてまいります。

次に、くまもと新時代共創基本方針に沿った取組についてです。

まず、知事が掲げる食のみやこ熊本県の創造を推進するに当たり、その要となる農林畜水産業の担い手確保、育成の取組を進めてまいります。

具体的には、若手就業者のネットワークづくりや市町村と連携した地域営農組織の中核を担う人材の育成を図ります。

また、林業大学校については、九州初となる2年コースの開設など機能を拡充する予定としており、令和10年度からの運用開始に向けまして、五木村にある県南校の拠点整備等を進めてまいります。

さらに、農林水産関連の高校と連携し、林業の魅力発信や合同授業、出前授業等に取り組んでまいります。

次に、もう一つの要である稼げる農林畜水産業の実践についてです。

本県の農林畜水産物の生産性向上や競争力の強化に向け、農地の大区画化や排水改良、中山間地におけるきめ細やかな整備、産地を

支える施設整備等への助成、DX技術を活用した農林畜水産業のスマート化を進めます。

また、県内料理人を対象とした産地視察、研修の実施や地域のコンソーシアムが取り組む高付加価値化、ブランド化の活動を支援し、県産品の魅力向上、販路拡大を図ってまいります。

加えて、地域共同活動や農村RMOの形成支援など、農山漁村の活性化と次世代への継承に向けた取組や半導体関連産業の集積地域における畜産の営農継続支援のための草地造成や畜産業への理解醸成など、生産者に寄り添った取組を進めてまいります。

このほか、頻発する赤潮被害への対応や森林J-クレジットの創出などのゼロカーボン社会及び循環型社会の推進、田んぼダムや森林整備など「緑の流域治水」のさらなる推進、防災・減災、国土強靱化に資するインフラ整備など、これまでに進めてきた重要課題に対する取組にも引き続きしっかりと取り組んでまいります。

次に、条例等関係では、熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定1件を提案しております。

以上が今回提案しております議案等の概要です。

加えまして、その他報告事項として、新規就農者の状況、くまもと林業大学の機能拡充に伴う基本構想案、新漁業取締船「あまくさ」の就役及び令和7年8月豪雨を踏まえた浸水被害を軽減する対策案の4件について御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係について説明させていただきます

す。

1ページをお願いいたします。

令和8年度当初予算総括表でございます。

表の左から2番目の欄、令和8年度当初予算額(A)の欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の令和8年度当初予算額の合計は、828億1,200万円余で、その右隣の欄、令和7年度当初予算額の欄の差額と比較しまして、84億7,400万円余の増となっております。

比較増減の大きな額としましては、ページの中ほど、農地整備課で111億円余の増となっておりますが、これは主に令和7年8月豪雨災害に係る県営団体営農地等の災害復旧事業費の増に伴う増額でございます。

この後、当初予算の内容につきまして、各課から主なものを御説明させていただきます。

1ページ戻りまして、目次の最下段でございますが、資料凡例のとおり、各予算の該当事業説明欄に、新規の事業にはマル新と、さらには、各施策に対応する事業には、熊本地震や8月豪雨、強靱化等を示しております。

それでは、2ページにお戻りいただけますでしょうか。

農林水産政策課の予算でございます。

2段目の職員給与費につきましては、現在配置しております職員数に基づき計算をしたものでございます。

以上、このような職員給与費が度々出てまいります。全同様でございますので、各課分も含めまして、説明は省略させていただきます。

1枚開けていただきまして、3ページをお願いいたします。

1段目の農政企画推進費の説明欄3、くまもと農林畜水産アカデミー構想推進事業は、農林畜水産業における県内の若手就業者のネットワークづくりを支援する活動費でござい

ます。

2段目の農業公園費の説明欄1、農業公園運営事業は、指定管理者制度による農業公園の管理運営に要する経費でございます。

また、2の農業公園施設改修は、保全計画に基づく施設改修に要する経費でございます。

農林水産政策課からは以上でございます。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

4ページをお願いします。

最下段の農業近代化資金等助成費は、説明欄1の農業経営の近代化に必要な施設整備等と2の営農負債を借り換えるための資金に対する利子補給です。

5ページをお願いします。

1段目は、ただいまの2つの資金の利子補給について、償還期間中の債務負担行為の設定をお願いするものです。

下段の説明欄4は、新たなシステムに移行するため、システムの構築を委託するものです。

6ページ、2段目の農畜産特別資金助成費は、家畜農家の経営改善のための借換え資金等に係る利子補給費助成です。

3段目の認定農業者等育成資金助成費の説明欄2は、認定農業者に低利の運転資金を融資するための貸付原資について預託するものです。

7ページをお願いします。

1段目の経営対策資金助成費については、コロナ禍により経営が悪化または被災された農業者に対して、引き続き金融支援策を実施するものです。林業、漁業も同様に実施します。

8ページ、4段目の説明欄、収入保険普及啓発強化事業は、収入保険への加入を促すため、普及啓発を行う熊本県農業共済組合へ助成を行うものです。

9ページをお願いします。

3段目の林業金融対策費について、説明欄1の(1)から次ページの(6)までは、森林組合、椎茸農協や樹芸農協等の多様な資金需要に対応するための貸付原資について預託するものです。

11ページをお願いします。

最下段の水産業協同組合指導費について、説明欄3と5は、漁業共済掛金の一部助成や加入促進に要する経費です。

12ページの漁業近代化資金融通対策費は、漁業経営の近代化を図るための資金に係る利子補給で、あわせて、償還期間中の債務負担行為の設定をお願いしています。

13ページをお願いします。

金融対策費の説明欄2について、(1)は、県海水養殖漁協に対して、(2)は、県漁連に対して、事業運営に必要な資金を融資するための貸付原資について預託するものです。

下の3は、中小漁業者の経営改善のための借換え資金に係る利子補給です。

14ページの最下段は、ただいまの資金の利子補給について、償還期間中の債務負担行為の設定をお願いするものです。

16ページをお願いします。

林業改善資金特別会計です。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、林業者及び木材事業者の経営改善等を支援するために貸し付ける無利子の資金です。

最下段の木材産業等高度化推進資金貸付金の説明欄1は、林業関係団体等が経営の合理化等のために必要な運転資金を低利で融資するための貸付原資を預託するものです。

2は、当該資金の貸付原資について、農林漁業信用基金からの借入期間満了により返済するものです。

18ページをお願いします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、近代的な漁業技術の導入に必要な資金を無利子で

貸し付けるものです。

団体支援課は以上です。

○杉谷食のみやこ推進局付政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

19ページをお願いいたします。

3段目、農政企画推進費の説明欄、「食のみやこ熊本」創造推進事業は、農林畜水産団体をはじめ、食関係者を対象とした交流会実施などによる県内の食の機運醸成や、首都圏等の高級レストランシェフ誘致への取組などによる農林畜水産物の高付加価値化、販路拡大に要する経費でございます。

食のみやこ推進局付は以上でございます。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

20ページをお願いいたします。

一番下の段、農産物流通総合対策費の説明欄2、フードバレー構想推進事業につきましては、県南地域の活性化を図る熊本県南フードバレー構想の推進に向け、県南地域の食関連事業者への支援を行う熊本県南フードバレー推進協議会への負担金等に要する経費でございます。

21ページをお願いいたします。

説明欄3、6次産業化総合支援強化事業につきましては、6次産業化推進のための新商品開発や販売促進、必要な機器導入、施設整備等に対します助成等、事業者の経営段階に応じた支援に要する経費でございます。

6の「食のみやこ熊本」創造コンソーシアム推進事業につきましては、「食のみやこ熊本」の創造に取り組む生産者や事業者、市町村などで組織するコンソーシアムが実施する食の高付加価値化の取組や取組の拠点となる施設の整備、必要機器の導入等に対して助成を行うものでございます。

下のページの最下段、ブランド確立・販路対策費の説明欄1、くまもと地産地消革新プ

ロジェクト事業につきましては、SNS活用による情報発信や体験型イベントの実施による意識啓発など、くまもと地産地消推進県民条例の理念に沿って地産地消の取組を推進するものでございます。

3の県産食材販売営業力強化事業につきましては、県産品の販路拡大に向け、全国規模の展示商談会へ熊本ブースを設置することにより、事業者の出展を支援するとともに、商談力向上に向けたノウハウ取得を支援するものでございます。

23ページをお願いいたします。

説明欄4の料理人による「食のみやこ熊本」魅力向上事業につきましては、熊本の食のイメージ向上及び県産食材の消費拡大を図るため、県内料理人を対象としました産地視察や効果的な情報発信手法を学ぶ研修会の実施に要する経費でございます。

下から2段目の新しい農業の担い手育成費の説明欄、企業の農業参入トータルサポート事業につきましては、企業が農業参入する際の市場調査や必要な機械設備等の初期投資、また、事業規模の拡大を目指した生産体制強化のための設備投資など、事業の発展段階に応じた支援に要する経費でございます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○山本農業技術課長 農業技術課でございます。

24ページをお願いします。

最下段の農業改良普及管理運営費の説明欄、協同農業普及事業は、農業普及・振興課等の運営及び現地活動等に要する経費でございます。

25ページをお願いします。

1段目、農業改良普及推進費の説明欄、スマート農業導入拡大支援事業は、スマート農業の活用を加速化するため、利便性を体験する機会の創出やスマート農業技術にたけた人材の育成に要する経費でございます。

最下段の農作物対策推進事業費の説明欄、有機農業生産拡大加速化事業は、有機農業の生産拡大に向けて相談窓口を設置する経費及び地域ぐるみでの先進的な取組に対する助成でございます。

下のページ、2段目の土壌保全対策事業費の説明欄1の環境保全型農業直接支払事業は、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対する助成でございます。

2の地下水と土を育む農業総合推進事業は、地下水と土を育む農業推進条例に基づき、県民運動の展開や環境保全型農業の生産拡大への支援などに要する経費でございます。

3の熊本型みどりの食料システム戦略推進事業は、環境負荷低減に向けた新技術の開発、実証、普及に要する経費でございます。

27ページをお願いします。

2段目の病害虫発生予察事業費の説明欄2の病害虫発生予察事業費は、病害虫防除所の運営及び病害虫の発生予察、海外から侵入するおそれのある病害虫の蔓延防止に要する経費でございます。

下のページ、管理運営費の説明欄2の施設改修事業から6の農業研究センター保全計画関係事業までは、農業研究センターの建物や設備の維持補修及び庁舎管理等に要する経費でございます。

29ページをお願いします。

最下段、アグリシステム総合研究所費の説明欄2のいぐさらボによる産地復興支援事業は、イグサ産地の復興に向けた新商品の開発支援に要する経費でございます。

下のページの5段目の試験研究費の説明欄1の耕種部門試験研究費は、作物、野菜、花卉などの栽培技術の研究に要する経費でございます。

2の外部資金委託研究費は、国などが募集する公募型の研究資金を活用した共同研究に

要する経費でございます。

31ページをお願いします。

4段目の試験研究費の説明欄、畜産部門試験研究費は、家畜の飼養管理や飼料栽培、草地管理などの研究に要する経費でございます。

農業技術課の説明は以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

32ページをお願いします。

4段目の農作物対策推進事業費の説明欄1、経営所得安定対策等推進事業は、経営所得安定対策等を実施するため、市町村等が行う農業者への制度周知や作付確認等に対して助成を行う事業です。

2のくまもと茶ビジネス確立支援事業は、茶の生産から販売までの各段階の取組に対して助成を行う事業です。

33ページをお願いします。

1段目、農作物対策推進事業費の説明欄3、次世代につなぐポリネーター利用技術推進事業は、次世代の担い手育成に向け、農業高校や農業大学校で蜜蜂に代わる新たな花粉交配用昆虫の利用技術の実証を行うものです。

3段目の米麦等品質改善対策事業費の説明欄1から下のページの3までの事業は、優良種子の安定供給、食糧法等に基づく米流通の適正化及び米、麦、大豆の生産、販売、消費拡大対策等に対して助成を行う事業です。

4の持続的種子生産総合対策事業は、種子の新規生産者確保のため、専用機械の整備等に対して助成を行うものでございます。

35ページをお願いします。

1段目、い業振興対策費の説明欄2、いぐさ産地復興総合支援事業は、昨年8月の豪雨災害からの復興に向け、イグサの生産安定、昼表生産技術の継承、専用機械の再生産、新たな需要創出など、総合的に取り組むもので

す。

2段目、野菜振興対策費の説明欄1、野菜価格安定対策事業は、市場価格が下落した際に価格差補填を行う野菜価格安定対策の資金造成を行うものです。

下のページ、説明欄5の未来につながる「ゆうべに」産地強化対策事業は、県育成イチゴ品種「ゆうべに」のデジタル技術を活用した栽培マニュアル作成や販売力強化の取組を助成する事業です。

37ページをお願いします。

説明欄6、くまもと露地野菜シェア拡大支援事業は、バレイショなどの露地野菜における機械化体系への転換など、生産体制構築に対して助成を行う事業です。

下段の債務負担行為の設定は、先ほど説明しました野菜価格安定対策事業の県分の資金造成の一部を支払い保証するものでございます。

下のページ、1段目、花き振興対策費の説明欄2、くまもとの花ステップアップ事業は、カスミソウやトルコギキョウなど、花卉の生産から販売に至るまでの産地の取組に対して助成を行う事業です。

2段目、果樹振興対策費の説明欄1、園芸生産総合推進事業は、園芸作物の低コスト化、高付加価値化等の取組を推進するものです。

39ページをお願いします。

説明欄2、くまもとの果樹生産基盤強化事業は、果樹園の基盤整備や新たな担い手に引き継ぐ樹園地の中間管理等の取組に対して助成を行う事業です。

2段目の生産総合事業費の説明欄1、強い農業づくり支援事業及び2、産地パワーアップ事業は、いずれも国の事業で、生産性や収益力向上に向けた施設整備や機械の導入に対して助成を行う事業です。

3段目、水田営農活性化対策費の説明欄、水田産地化総合推進事業は、米の計画生産や

水田の有効活用を推進する関係機関の活動に対して助成を行う事業です。

農産園芸課は以上です。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

40ページをお願いします。

下から3段目の説明欄、旧西原公共育成牧場施設解体事業は、平成20年度末に閉鎖されました旧牧場内に残っている畜舎等の建物の一部の解体に要する経費でございます。

下から2段目の説明欄、天草大王新系統造成事業は、復元完成から25年経過している天草大王の新系統造成に必要な飼養管理等に要する経費でございます。

最下段の説明欄、畜産グリーン生産体系加速化事業は、温室効果ガス削減を目指す飼養体系の検証に要する助成でございます。

41ページをお願いします。

上段の説明欄1、家畜改良増殖総合対策事業は、優良な県有種雄牛の造成や地域の肉用牛改良組織への支援を通じて、県内の肉用牛改良を推進し、生産基盤強化に要する経費でございます。

下段の説明欄1、家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の価格変動によって生じる生産者の損失を補填することを目的とした基金の造成に対する助成でございます。

下のページ上段、説明欄3、畜産総合対策事業は、畜産物の安定的供給体制の構築を図るための産地の基幹施設やアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理設備の簡易な整備等に対する助成のほか、畜産経営技術の高度化推進に要する経費でございます。

43ページをお願いします。

1段目の説明欄4、半導体集積地域畜産営農継続事業は、企業進出が進む菊池地域において、周辺住民や企業と共存を目指す畜産経営の継続、飼料畑の確保、悪臭を抑えた牛舎構造への転換を図るとともに、畜産業への理

解醸成の取組に対して助成するものでございます。

2段目の説明欄「食のみやこ熊本」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業は、県産の和牛や地鶏肉の新たな高付加価値化と、それに伴う販売力強化及びブランド価値向上に向けた取組に対する助成でございます。

下のページ、上段説明欄、くまもとの畜産業を守る獣医師獲得事業は、インターンシップ受入れ等の産業獣医師の確保に要する経費及び修学資金給付制度を運用する畜産団体に対する給付原資の助成でございます。

下段、説明欄の3、家畜伝染病防疫対策事業は、家畜伝染病の発生予防と蔓延防止のための各種検査等に要する経費及び自衛防疫推進等の取組に対する実施団体への助成でございます。

45ページをお願いします。

説明欄5、家畜伝染病まん延防止対策事業は、鳥インフルエンザ等の発生予防のための緊急消毒や発生時初期における殺処分及び死体の焼却、埋却等の防疫措置に要する待ち受け経費でございます。

畜産課は以上でございます。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

46ページをお願いいたします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費の説明欄1、担い手育成支援事業は、認定農業者等の経営力強化に向けた研修会開催等の取組に対する助成です。

3の農地中間管理機構事業は、担い手への農地集積を推進する農地中間管理機構の活動に対する助成です。

47ページをお願いします。

5の未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業は、地域営農組織の法人化や経営力強化に向けた取組に対する助成や組織の人材育成に要する経費です。

8の最適土地利用総合対策事業は、中山間地域等における農用地保全に必要な土地利用構想の策定等に取り組む市町村に対する助成です。

下のページ、説明欄9、くまもと農業経営・就農・継承支援事業は、担い手の確保、育成を目的に、経営相談、新規就農、経営継承のワンストップ相談窓口の運営に要する経費です。

10の地域計画推進事業は、担い手への農地の集約化を推進するために、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域に対する助成等です。

その下から49ページ最上段、債務負担行為の設定は、農業公社が農地売買等の事業を実施するための借入資金に関する損失補償として設定するものです。

49ページ、2段目の農業委員会等振興助成費の説明欄、農地利用最適化交付金事業は、農地の最適化活動を行う最適化推進委員の活動等に対する助成です。

最下段の農業改良普及推進費の説明欄1、農業次世代人材投資事業は、就農前の研修期間や経営が不安定な就農直後の時期に新規就農者等に対して給付金を交付するものです。

2の新規就農者育成総合対策事業は、新規就農者の経営発展のための機械、施設等の導入及び就農体制整備に対する助成です。

下のページの新しい農業の担い手育成費の説明欄2、新しい熊本農業のリーダーズ共創事業は、地域農業者等と連携した農業の理解促進活動や就農後の学び直し、就農支援体制の整備など、啓発から研修、就農、発展に至るまでの担い手の確保、育成に要する経費です。

3及び4の事業は、外国人材や農福連携など、農業現場における多様な担い手の確保、育成等に要する経費です。

51ページの2段目、農業構造改善事業費説明欄、農地利用効率化等支援交付金事業は、

担い手の経営発展に必要となる農業用機械や施設の導入に対する助成です。

最下段から53ページまでは、農業大学校に関する予算です。

53ページをお願いします。

説明欄8の農大施設保全改修事業は、農大の保全計画に基づき、研究棟や講義棟などの施設改修を行う経費です。

11の高校・農大・地域連携による就農促進事業は、農大進学後に就農を目指す高校生を確保し、地域への就農定着を促進するための取組に要する経費です。

担い手支援課は以上です。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

55ページをお願いします。

3段目、農業委員会等振興助成費は、農業委員会及び農業会議が行う農地事務、組織運営、体制整備などに対する助成です。

56ページをお願いします。

5段目、農業農村整備調査計画費は、農業農村整備事業の実施に向けた調査計画等に要する経費及び市町村等に対する助成です。

6段目、農業農村整備推進交付金は、市町村等が実施する補助事業要件に満たない規模の農業農村整備事業に対する助成です。

農村計画課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

59ページをお願いいたします。

1段目の土地改良施設維持管理事業費の説明欄2、土地改良施設突発事故復旧・防止事業につきましては、パイプラインや用排水機場など、土地改良施設が突発的に故障した場合の緊急対応に要する経費等でございます。

3の土地改良施設維持管理強化事業費につきましては、土地改良区等の施設管理者に対する技術支援と施設補修に対する助成でござ

います。

下のページをお願いいたします。

2段目の県営中山間地域総合整備事業費の説明欄1、県営中山間地域総合整備事業費につきましては、中山間地域における農業生産基盤の整備に要する経費でございます。

3段目の県営中山間地域総合整備事業費の債務負担行為の設定については、説明欄1の藤井・日置地区から62ページの説明欄7の岩野地区までの7地区において、工期が複数年になることから、債務負担の設定をお願いするものでございます。

最下段の農業生産基盤整備事業費につきましては、農地の区画整理や農業用排水施設、農道等の整備や担い手への農地集積促進に要する経費でございます。

63ページをお願いいたします。

農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の設定でございます。

説明欄1の元三・木部地区から、ページが飛びまして、65ページをお願いいたします。

説明欄12の高原地区までの12地区について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

下のページをお願いいたします。

1段目の農地防災事業費の説明欄1、農村地域防災減災事業につきましては、農地や農村地域における災害防止のための整備に要する経費でございます。

2の水利施設管理強化事業につきましては、土地改良施設の連携管理保全計画、いわゆる水土里ビジョンの策定を促進するため、施設を管理する土地改良区に対して、ビジョン策定までの間、管理費の一部を助成するために要する経費でございます。

最下段は、債務負担行為の設定でございます。

説明欄1の上杉地区から、次のページをおめくりいただきまして、67ページの説明欄6の芦北第一地区までの6地区において、債務

負担行為の設定をお願いするものでございます。

そのページ最下段の単県農地防災施設管理費につきましては、農業用ダムや頭首工など、土地改良施設を適正に管理するための体制整備や施設管理の省力化に要する経費でございます。

下のページ、2段目の団体営農地等災害復旧費につきましては、市町村等が行う農地等の災害復旧に要する経費でございます。

最下段の県営農地等災害復旧費につきましては、県が行う農地等の災害復旧に要する経費でございます。

農地整備課は以上でございます。

○岩田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

70ページをお願いいたします。

1段目の山村振興対策事業費の説明欄1、中山間地域等直接支払事業については、中山間地域等において農業生産活動を継続する農業者等への交付金でございます。

3段目の農作物対策推進事業費については、鳥獣被害防止のための施設整備や人材育成、対策技術の普及、捕獲した野生鳥獣肉を地域資源として有効活用するための取組に要する経費です。

71ページをお願いいたします。

2段目の農業構造改善事業費の説明欄1、中山間地域総合支援対策事業については、中山間地域における持続可能な農業農村を実現させるためのデジタル技術等の導入や農村型地域運営組織、農村RMO形成の推進等に要する経費です。

下のページ、3段目の農地・水・環境保全向上対策事業費については、農業農村の多面的機能の維持、発揮を図るための共同活動や地域資源の質的向上を図る活動に対する助成です。

むらづくり課は以上でございます。

○宮川技術管理課長 技術管理課でございます。

73ページをお願いします。

3段目の地籍調査費については、地籍調査を実施する熊本市ほか13市町村に対する助成です。

最下段の農業土木行政情報システム費の説明欄、NNDX推進事業及び下のページ3段目、林政諸費の説明欄、CALS/EC事業については、工事進行管理等事務やGISの運用等に要する経費で、それぞれ農業土木、林務水産負担分です。

技術管理課は以上です。

○野間森林整備課長 森林整備課でございます。

75ページをお願いします。

3段目の説明欄2の森林経営管理制度運用加速化事業は、制度の運用に伴う市町村の活動を支援するもので、3の森林再生支援事業は、再造林や下刈りの事業量拡大に取り組む事業者に対して助成を行うものです。

下のページ、4の自伐林家等育成対策事業は、自伐林家等の確保、育成を図るための研修を行うほか、資機材の購入等に対して助成を行うものです。

2段目の説明欄1の森林計画樹立費は、地域森林計画の策定に係る森林の現況調査、計画書や図簿の作成等を行うものです。

77ページをお願いします。

2段目、水とみどりの森づくり事業費の説明欄2の次世代につなぐ森林づくり事業は、再造林やエリートツリーの苗木生産に対して助成を行うもので、3の森林J-クレジット創出支援事業は、クレジット創出に取り組む事業者に対し、認証に向けた申請手続等への支援を行うものです。

下のページ、5のくまもとの県土を保全する林業推進事業は、架線系集材に取り組む事

業体への助成や林地残材の有効活用に向けた現場実証を行うもので、7の防災・減災・条件不利地森林整備事業は、条件不利地などでの強度間伐や溪流内の危険木の除去など、流れ木対策に助成を行うものです。

79ページをお願いします。

1段目の林業公社貸付金は、熊本県森林整備資金貸付条例に基づき、林業公社へ貸付け等を行うものです。

3段目の説明欄、間伐等森林整備促進対策事業は、搬出間伐、路網整備などに助成するものです。

下のページ、2段目の造林事業費の説明欄1、森林環境保全整備事業は、植栽、下刈り、間伐など、一連の造林作業に対して助成を行うものです。

81ページをお願いします。

1段目の試験調査指導費は、説明欄のとおり、林業研究・研修センターが行う試験研究に要する経費で、3段目の施設整備費は、長寿命化のための施設の保全計画に基づき、LED等の施設改修工事に要する経費です。

下のページの5段目の県有林造成事業費は、説明欄のとおり、県有林における森林整備や作業道整備等を行うもので、83ページの県有林処分事業費は、主に立木の売上げによる収益を分収契約に基づき分収交付金として土地所有者へ支払うものです。

森林整備課は以上です。

○藤田林業振興課長 林業振興課でございます。

84ページをお願いします。

3段目の説明欄、くまもとの森林環境教育推進事業は、森林の役割や木材利用の意義を普及啓発するため、木育インストラクター育成や副読本配布を行うものです。

最下段の国庫支出金返納金は、これまでに当該事業で資金融通した事業主体からの返還金を国庫へ返納するものです。

85ページをお願いします。

2段目の説明欄1、豊かな森林づくり人材育成事業は、林業担い手の就業環境の改善や技能の向上に取り組む事業体に対して支援するものです。

2のくまもと林業大学校人財づくり事業は、くまもと林業大学校の運営に要する経費です。

下のページ、説明欄5、林業DX推進事業は、デジタルを活用した林業関連の業務改善や効率化の推進を行うもので、6、林大・高校連携強化推進事業は、林業大学校と県内の林業関連高校との合同研修を実施するなど、連携を通じ林業就業の機運醸成を図る取組に要する経費です。

87ページをお願いします。

説明欄2の中大規模木造建築物推進事業は、木造設計を担う建築士の育成や中大規模木造建築物の建設を行う市町村への技術支援等に要する経費です。

3の脱炭素に向けた間伐材利用推進事業は、木材生産者等に対して間伐材流通経費等に支援する市町村に対して助成をするものです。

4のくまもとの木を活かす木造建築物等推進事業は、県内で木造住宅を建築する工務店へ県産木材の提供等を行う団体に対する助成を行うものです。

下のページ、説明欄2の原木しいたけ生産性向上DX実証事業は、原木シイタケ生産のDX化による生産性向上や付加価値化の推進に要する経費です。

3段目の説明欄2の林業経営体育成対策事業は、林業機械のリースに対し、国庫補助を活用して助成を行うものです。

89ページをお願いします。

1段目の林道費は、森林整備や林業生産性の向上に加え、山村地域の生活環境の改善などを図るための林道整備に関する予算です。

2段目の林業事業費から、下のページ最下

段の単県林道事業費まで、それぞれの説明欄のとおり、県営による林道開設や市町村による林道の開設、改良等に対し助成を行うものです。

91ページをお願いします。

2段目の過年林道災害復旧費は、過年度の災害で被災した林道の復旧を行う市町村へ助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

93ページをお願いします。

1段目、水とみどりの森づくり事業費の説明欄1、未来につなぐ森づくり事業は、県民参加の森づくり活動や森林環境教育等を実施する団体に対する助成です。

最下段の森林病虫害等防除事業は、松くい虫被害対策を実施する市町村に対する助成です。

94ページの2段目、治山事業費の説明欄1、治山事業は、山地災害発生地への復旧や災害の未然防止対策に要する経費です。

2の治山激甚災害対策特別緊急事業は、令和7年8月豪雨に伴う山地災害箇所を令和8年度から3か年間で集中的に復旧対策を実施するための経費です。

95ページをお願いします。

1段目、緊急治山事業費は、8年度に山地災害が発生した際、緊急対応するための待ち受け予算です。

2段目、単県治山事業費は、国庫補助の対象とならない対策工事を県及び市町村が実施するための経費です。

96ページの2段目、保安林整備事業費は、水源涵養や土砂流出防止などの保安林機能を維持、強化するための森林整備に要する経費です。

97ページをお願いします。

4段目、過年治山災害復旧費は、令和2年

7月豪雨及び令和6年台風第10号により被災した治山施設の復旧に要する経費です。

森林保全課は以上です。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

99ページをお願いします。

1段目、浅海増養殖振興事業費の説明欄の2、養殖業総合推進事業は、カキ類や海藻類の生産安定化、生産性向上に取り組む漁業団体への支援や養殖技術の指導に要する経費でございます。

2段目、水産物流通対策事業費の説明欄、県産あさり流通推進事業は、県産アサリを適正に流通販売するための熊本モデルの運用のほか、流通過程での監視等を実施するものです。

3段目、水産業改良普及事業費の説明欄の2、未来の漁村を支える人づくり事業は、新規就業希望者に対する漁業研修に要する経費及び新規就業者の確保、育成の取組に対する助成でございます。

本事業による新たな取組といたしまして、水産業の魅力を高校生に発信するため、天草拓心高校マリン校舎の高校生を対象に実施してきた漁業者による出前教室を他校でも実施するものです。

下のページをお願いします。

2段目、水産資源保護育成事業費の説明欄の1、有明海・八代海再生事業は、有明海沿岸4県と国が協調し、両海域における特産魚介類の生息環境調査や増養殖技術の開発を通じて水産資源の回復に向けた取組を推進するものです。

2のさかなを守り育む豊かな海づくり事業は、漁業者等による効果的な種苗の共同放流など栽培漁業の取組を推進するとともに、水産資源の評価に基づき、実効性のある資源管理体制の整備に取り組むものです。

101ページをお願いします。

上段、栽培事業運営費の説明欄の1、種苗生産施設整備費は、大矢野及び牛深の種苗生産施設における老朽化した飼育水槽の改修等に要する経費でございます。

飛びまして、105ページをお願いします。

水産研究センター費の説明欄の11、赤潮総合対策試験は、有明海、八代海で発生する赤潮被害の対策に向けた試験研究に要する経費でございます。

12の海藻類総合対策事業は、ヒトエグサやトサカノリなど増養殖に係る試験研究や、漁業者への食害対策など現場指導に取り組むものです。

水産振興課は以上です。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

106ページをお願いいたします。

最下段の説明欄、水産環境整備事業費は、覆砂等による干潟の底質改善や藻場の造成等に要する経費でございます。

107ページをお願いいたします。

2段目の説明欄2の漁港関係海岸保全事業費は、堤防、護岸等の海岸保全施設の整備に要する経費で、牛深漁港海岸の耐震化を予定しています。

下のページの2段目の説明欄1の単県漁港改良事業費及び2の単県漁港漁場施設補修事業費は、漁港漁場等の小規模な施設整備、補修等に要する経費です。

3の水産基盤整備交付金は、水産基盤整備や漁場の保全、回復に資する事業を実施する市町等に対する交付金です。

109ページをお願いいたします。

2段目の説明欄1の漁港管理費は、県管理の漁港等の維持管理に要する経費です。

2は、牛深漁港の浄化施設の管理運営に要する経費です。

下のページをお願いします。

1段目の説明欄、漁港施設機能強化事業費

は、漁港施設の機能強化に要する経費で、岸壁の耐震化等を予定しています。

2段目の説明欄、漁村再生交付金事業費は、漁村の再生を図るための生産基盤等の整備に要する経費で、浮き桟橋整備等を予定しています。

3段目、漁港関係港整備事業費の説明欄、水産物供給基盤機能保全事業費は、漁港施設の長寿命化を図るための機能保全工事等に要する経費です。

4段目の説明欄、水産流通基盤整備事業費は、衛生管理等を向上させる漁港の施設整備に要する経費です。

111ページをお願いいたします。

1段目の説明欄1の水産生産基盤整備事業費は、水産物の生産機能強化を図るための漁港施設整備に要する経費です。

3段目の説明欄、海域漂流・海岸漂着物地域対策事業は、台風や大雨等により海域へ流入するごみの回収処分等に要する経費です。

漁港漁場整備課は以上です。

○野間森林整備課長 森林整備課でございます。

113ページをお願いします。

議案第87号、熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定についてでございます。

11月定例会の本委員会で、豊かな森林の保全に向けた取組について御報告させていただきましたが、少しだけ振り返らせていただきますと、他県において、森林の規制等の認識不足から、法に違反する伐採、開発などが発生しており、本県においても同様の事案発生が懸念されております。

そこで、森林を取得する前に届出を義務づけ、県が所有者等を把握し、助言等を行う新たな仕組みを検討してまいりました。

新たな仕組みの創設に当たっては、土地所有者に届出義務を課すことから、条例で定める必要があり、今回の提案となったものでご

ざいます。

条例案について御説明いたします。

条例案につきましては、113ページの第1条の目的から始まり、116ページの附則までとなります。

116ページをお願いします。

この条例案の附則の下に提案理由とございますが、ここに記載のとおり、森林の有する多面的機能を将来にわたり健全に維持し、次の世代に継承するという目的のため、県、県民及び土地所有者等の責務を明確にするとともに、所有権移転等に関する必要な事項を定める必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

条例案の内容につきましては、概要で御説明させていただきます。

117ページをお願いします。

2の条例の内容でございますけれども、第1条で条例の目的を定め、第3条から5条で、熊本県、県民、土地所有者等の責務を明記し、6条、7条で、市町村及び国との連携、協力を求めることとしております。第8条で、土地所有者等が土地の売買等の契約を締結しようとする30日前までに届け出なければならない事項を定め、第9条で、県は、その内容を市町村に通知すること、第10条で、届出者に報告を求め、立入調査等できること、11条で、森林の必要な助言を行うものと定めております。第12条で、虚偽事項の訂正等を勧告、勧告に従わなかった場合は、その旨を第13条で公表することができるとし、第14条で、関係市町村に情報を求めることができると定めております。第15条で、市町村が同様の条例を定めた場合の取扱いを定め、16条で、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしてしております。

最後に、附則で、条例は公布の日から施行、ただし、届出については、公布の日から6月を超えない範囲内で別途規則で定める日から開始するとしております。

森林整備課は以上です。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 農業技術課でありますけれども、25ページとか26ページでありますけれども、いずれにしても、非常に、温暖化対策で農業技術のほうで、新しい種子を作ったり、生産的な生産技術というものの開発であったりということをしつかりお取り組みいただいているというふうに思っております。

もうこの2～3年間で温暖化というのは間違いなく来ているということは数値的にも分かっております。これからの農業を支えていく上において、生産者がしっかりと頑張る農業をやっていただくわけですが、とはいえ、この温暖化に対する対応をどうしていくかというのは、個別生産者だけでやることはもうほぼ少なくて、生産技術のほうは、工夫ということでやっていける可能性はあるかもしれませんが、やっぱりその新しい生産技術の開発であったりとか、それから新しい品種の開発、耐暑性に強い品種の開発とか、そういったものがうまくいくことが、私は、熊本の農業の未来をつくっていくというふうに思っています、この部分が遅れるというんですかね、できないままだと、多分熊本の今の地位はもうなくなっていくんじゃないかなというふうに思います。

これは、いわゆる農業だけではなくて、林業も同じであります。また、水産も同じでありまして、そういった新しい技術をしつかりとつくっていくということについて、今県としてどういう取組をしつかりやられているの

かなということ。

ここにいろいろ、例えば26ページの環境保全型農業直接支払制度、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業団体に対する助成、直接的に、いわゆる開発費というんですかね、農研センターとか、それぞれの研究部門の中で、予算としてしっかりそういった部分に取り組むためのものというのがところどころに見えてはきていますけれども、なかなかきちっと伝わってこないというものがあまして、そのことについて第1問、ちょっと難しくて広いんですけれども、農業技術のほうで御説明していただければありがたいというふうに思っております。

もう一つは、これは、今回の議会の中の一般質問で委員長からしっかり質問がございまして、知事から丁寧な御答弁がありました。あか牛の生産の年齢とか、それから肉質についてしっかり定義していくというお話がありました。今の説明では、直接的にはその説明はございませんでした。

ただ、今年度予算の中で、多分43ページ、畜産課の中の予算で「食のみやこ熊本」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業に当たるのかなと思いつつ、そこを入り口にちょっと質問をさせてもらいたいというふうに思いますけれども、知事のほうからは、現在のあか牛の肉質に対する評価が、生産者も含めてでありますけれども、やっぱりサシの入りが、全て黒と同じような基準で考えられている部分があるということの御指摘がありました。全く私も同感であります。そうじゃなくて、あか牛はあか牛の特性をしっかり生かしながら、そのあか牛の特性で売り込んでいくということのほうが大事ですよということ、私は、1年以上前からこの委員会の中でも議論をさせていただいてきたということでありまして、今回新しいその表が作られて、それを一つの基準として生産者のほうがちゃ

んとつくっていただくということになるんでしょうけれども、そこでちょっと聞きたいのは、生産するための飼養期間ですね。何か月飼っていたかによって肉質が変わるという話でありました。これは生産者自らが判断するのかなどうかなということが1つ。

それから、肉質の判断については、これまで黒牛で使われてきた鑑定技術があって、それは客観的な評価になるわけですね。それは誰がそこを認めていくのか、もちろん飼養期間も本人申請じゃなくて何らかの形でできるのか、いわゆる誰がそこを管理して、この牛はこういうものですよという鑑定をするのかどうかということ、そして、それは枝肉としてやられるのか、部位ではやらないとは思いますが、1頭1頭の枝肉にそれがつくのかどうなのか、そして、それはどの段階からそれについて流通が始まるのか、そこをちょっと教えてください。2つです。

○山本農業技術課長 農業技術課でございます。

委員のほうからお話のありました温暖化対策、そして技術の開発、今非常に温暖化が進む中で、生産者だけの力ではなく、そういった技術の開発指導といったものが非常に重要になってきているのではないかとというような御指摘かというふうに考えておりますけれども、まず、26ページのところで、1番の環境保全型農業直接支払事業については、環境に優しい農業を生産者団体が進めるといったときに、有機農業だとかそういったときに、10アール当たり1万円前後というような補助をするものでございます。

先ほど委員のほうからお話のありました温暖化あるいはそういったものに対する対策につきましても、この26ページの3の熊本型みどりの食料システム戦略推進事業、この中で、試験研究、そして試験研究で開発された技術を普及につなげていくための実証事業、

これは各地域の普及で実施したり、そういった予算がこの中に含まれているものでございます。

まさに、この事業の中で、今「くまさんの輝き」に関する研究、そして中干しをしていくことで、収量は維持しながらメタンガス発生量を削減していくというような取組もありますし、あるいは温暖化に対応した施設野菜の生産安定に対する研究、こういったものもやらせていただいているところでございます。

こうした取組を通じてしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますし、また、試験研究のほうで、30ページでございます。30ページの最下段、耕種部門試験研究費というものが、1で説明欄ございますけれども、この中で、まさに試験研究、この予算の中で取り組んでおりますけれども、特に、この課題につきましての試験研究機関、農研センターの推進構想に基づいて試験研究を設定していくわけですけれども、特に地球温暖化に伴う気象変動だとかスマート農業だとか、そういったものに対する技術開発というのを進めていっているところでございます。大体、試験研究機関で100ぐらいの課題があるんですけれども、その1割以上は地球温暖化に関するものだったかというふうに考えております。

こういう取組を通じて、試験研究、そして普及での実証、そういったものを進めていきたいというふうに考えておりますし、また、部内横断でいろんな技術を取りまとめまして、それをホームページに載せて、農業団体とともに温暖化プロジェクトチームというのをつくっておりますので、そういったところも活用しながら、しっかりと県としても、こういう変化に対応していけるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

あか牛の新たな取組につきましては、委員おっしゃいますように、全国共通の格付基準では、脂肪交雑の量が評価される方法でございます。赤身のうまさを特徴とするあか牛の魅力が十分に伝わりにくいのではないかと、御懸念が今までもありました。一方で、消費者ニーズは多様化しておりまして、ヘルシー志向や赤身志向というのが今非常に高まっている状況でございます。

そこで、あか牛の個性や生産者のこだわりをより客観的に伝えていくために、サシの量だけに依存しない新たな表示方法を試験的に導入したいというふうに考えております。

具体的には、知事答弁にもありましたように、横軸にサシの入り具合、そして縦軸に肥育仕上げ期間などをマトリックス化した図で表示することをイメージしております。

それで、先ほど委員から、まず1つ目「食のみやこ熊本」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業でこれをやるのかというふうなお話があったかというふうに思いますが、この事業は、直接的にはあか牛の振興、もちろんこの食のみやこの中でやってまいります。ただ、この仕組み自体は、国の外郭団体から事務費をいただきまして、それで試験的にやっていこうというふうに思っております。

それと、この肥育期間を短くするか長くするか、これは生産者自らの御判断になります。飼料費をなるべく削減して低コストで仕上げたいという方は早出しする。それと、肉をより熟成させるといいますか、きめ細やかさを求めるというのであれば、肥育期間を長く飼っていただくというような、これはもう生産者の経営判断でやっていただくような仕組みになります。

それと、2番目の肉質の判断をどうするのか。この客観的な判断というのは、これは全国共通の肉付け格付規格に基づきまして、こ

これはもう自動的にマトリックスの図に反映されていくというような仕組みにしたいというふうに考えております。それを誰がするのかは、基本的には、出荷団体にそのデータを入力提供いただきまして、公益社団法人のほうでそれを取りまとめてホームページに公表するイメージでございます。

それと、流通過程でどこでその表示ができるかというのは、基本的には、10桁個体識別番号がありますので、それを検索していただければ、どこの段階でもその表示が出るようになります。だから、枝肉にその表示がくっついていくわけじゃないんですが、クラウド上といいますか、ホームページ上では、それがずっとつながっていくと。最終的に、消費者が買う段階でそれをアウトプットしていただいて、それをパックの肉が陳列されているところにあのマトリックス図を示していただいて、消費者がより購買しやすいような表示で買っていただく。

要するに、赤身がお好きな方は、赤身のほうにマトリックスの位置で示されたものを買っていただくし、あとは、若干あか牛といえどもサシのほうがいいなという方とか、肥育期間がじっくりいっているほうがいいのかとか、そういうのを消費者の方が直接判断していただければというふうに考えております。そういう仕組みをまず試験的に導入しまして、本格施行につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前川収委員 まず、第1問のほうですけれども、農業技術の中にあって、しっかり研究等々、農業であれば農研センターを中心にしっかりと取り組んでいただいているということではありますが、多分さっきも言ったとおり、これの成果が、熊本の農業——これは農業だけじゃないですよ。林業も漁業もそうだと思います。そういったものに大きく差が

出てくる、関わってくるということだと思いますので、しっかりお取組をいただきたいと思えますし、もうちょっとPRしてもらって、今こういうのをやってますから、こういう形で、これに困っているのをやってますという、そういうPRをしてもらったほうが、分かった人たちにも——私たちが分からなくたって、県民の皆さん方や農家の皆さんの期待感というものをしっかり背にしながら頑張ってもらいたいというふうに思っています。成功例は、先ほどちょっとお話があったかもしれませんが、幾つかそういうものも紹介してもらえればありがたいですね。

○山本農業技術課長 農業技術課でございます。

既に温暖化に対応した品種として、本県でいいますと「くまさんの輝き」ということで、これについては、これまで、やはりヒノヒカリだとか非常に食味はいいんですけれども、どうしても耐暑性がない。これに代わる品種として「くまさんの輝き」が3,000ヘクタールを超えて作付されるなど、かなり広まっておりますし、また、食味もいいということで、非常にいい評価を受けているところでございます。

また、イチゴにつきましては、「ゆうべに」ということで、これについてもちょっと専門的になるんですけれども、花芽分化がちゃんと安定しているということで、温暖化する中でも花芽がちゃんと来ると。それでも今温暖化の中で影響を受けているんですけれども、これも温暖化に対応した品種だということで、特に、この「ゆうべに」については、年内収量が非常に多いということで、イチゴというのは、年内が非常に価格が高いものですから、収量アップにつながっているということで、生産者の皆様からは高い評価を受けているところでございます。

こうした取組も進んできておりますし、ま

た、先ほど申し上げた稲については、またさらに新たな品種の育成についても、これは何年かかるかは分からないんですけども、しっかりと取り組んでいるところでございますし、イチゴについても、次のまたいい品種というものの育種に取り組んでおりますので、そういったものを品種開発をしていきながら、しっかりと本県の生産者、農業者の皆様方の力になれるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

農業技術課については以上でございます。

○前川収委員 ありがとうございます。

農業技術のほうは、そういう形でしっかり取り組んでいただきたいと思います。既に成果が出ていることも承知しております、よく菊池でやっている米の食味コンクールの中では、新しい品種のほうがもう上位をだんだん占めてきているという、そういう変化も起きているというお話も伺っておりますので、しっかり継続的な取組をしてもらいたいと思います。

それから、あか牛の話なんですけれども、予算には出てないと。予算に出てないことはないんでしょうけれども、どこかには入ってるんでしょうから、どこかに入っているかぐらいは教えてくださいよ。

それと、おっしゃったように、全体の概要は大体分かりましたけれども、何年飼ったかも、その個体識別番号で自動的に分かるんですかね。それはもう申告制とかなんかそういう話なのかなと思ってましたけれども、それらも含めてもう一回教えてください。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

予算につきましては、県の予算を通らない事務費でございます。国から直接団体のほうに行くような予算を今考えております。

それと、あか牛の今後振興を図っていく上で、先生がおっしゃいますように、今後、あ

か牛が、このシステムでうまく機能していくといたしますか、消費者に分かりやすい流れになる、それとあと生産者がPRしていくというのを入れたいと思います。

ただ、もともと生産者が、そのデータが出てくるときに、生年月日も一応入れることを想定しておりますので、肥育期間とか、ここは個人情報の関連がありますので、まだどこまでそれができるかどうか分からないんですが、取りあえず試験的にやってみて、いろんな情報、どの情報を入れていくかも踏まえて、今後検討してまいりたいというふうに思っています。

○前川収委員 ありがとうございます。

県の予算を通らないんだったら、ちょっと私も質問しにくかったなと逆に今思いましたけれども、予算審議なのに、それは申し訳ありませんが、いずれにしても、本会議であるように知事がお話しなさった中身でありますし、これまでも、この委員会の中で議論されてきたということは間違いないと思います。

最終的に、消費者の嗜好に合わせ、消費者が肉を選ぶということは、これはもう大前提だと思ってますから、これにちなさいという話じゃなくて、GIを通っているあか牛が前提でしようけれども、そのGIを通ったあか牛が、こういう品種、この牛の肉はこういう肉質ですよということを分かりやすくお示しいただくマトリックスになるというふうに私も受け止めてます。

ただ、ぜひ、これはもう要望ですけれども、最終的には、今の黒牛がA5の肉を目指してみんな頑張っている。それはなぜかという、それが高いからですね、やっぱり。高いから生産性がいいわけですから、そこを目指していくという姿になってきてます。

あか牛の一番いい姿はどこなのかということも含めて、皆さん方が、生産者の気持ちとそれから消費者の嗜好というものもしっかり

捉えていくということまで含めて、この新しく始めるやつについては頑張っていたきたいと。そしたら、消費者の嗜好が分かれば、そちらをだんだんやっばり優先させて自然な流れの中でしていくことが、結果としてあか牛農家の収入にもつながるといふ形に私はなるといふふうに思いますし、将来的にわたっても、あか牛の品質というのもしっかり守っていくといふことができるというふうに思います。

このまま何もしないままでしたら、あか牛が黒牛化してしまうと。サシばかり入って、本来のあか牛じゃないじゃないかということにならないように考えていたわけでありますから、ぜひ頑張ってください。

以上です。

○安武畜産課長 このシステムは、試験的に運用させていただきますが、要するに、ある程度傾向が出るといいます。消費者の方がどういうものを望んでおられるか、そういうのも分析しながら、生産者にフィードバックしていきながら、どれが一番ニーズに合っているかというのを明確にしながら、最終的には生産者の所得向上につなげてまいればと思います。

以上でございます。

○城下広作委員 ちょっと3点ほど。

まず、33ページの農産園芸の分の例の新規事業でポリネーターの話の部分です。

これは、現状がいわゆる厳しいから、いわゆるニホンミツバチとかいろいろ厳しいから、新しい昆虫でそれを補っていこうという研究だと思うんですね。

熊本の場合は、特に施設園芸で先ほど話題になったイチゴとかトマトとかスイカとか、いろんなことで、この受粉に対して、こういう昆虫には頼らないと。それで、現状とこの技術の可能性というのをちょっと確認を

したいというふうに思います。

それと、次が50ページの担い手支援の分です。

農業外国人材確保・育成事業と、こういうふうにあるんですけども、いろいろ私も話を聞く中で、農業に関しては、とにかくハウス施設園芸の中でも外国人の方がいないと成り立たない、到底これは生産はもうできないような状況で依存していると。

この辺が、現実にとどのくらい依存をされて、本当に外国の方が確保できなければ、熊本の農業というか、施設園芸等は壊滅的に駄目だというようなことなのか、いや、大したことないというようなことなのか、これもちょっともう一度確認をしたいと思います。

そして最後、先ほどの条例の件でございます。

これは、当然大変大事な森林保全の観点の部分ですけども、こういう細かい、先ほどずっと説明がありました。売買とかいろんな形であったり、そもそも、特に林地の場合には、所有者の名義を変えていないということがずっとあって、3代前のじいさんの名義であるとか、結局もう存在しない人がそのまま所在をしている、そういう状況が結構ある中で、こういう条例を進めるときの問題とか、いろんな想定はどういうふうに考えているのか、これを端的にちょっと教えていただければと思います。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

花粉交配用の蜜蜂の現状と技術実証の可能性ということでお答えさせていただきます。

花粉交配用蜜蜂につきましては、県内で、主にイチゴ、スイカ、メロンの花粉交配に使用されております。イチゴで3,000群、追加で1万群、メロンで7000群ほどが使用をされておまして、主に県内の養蜂家20数戸から供給をされております。

令和6年度に花粉交配用蜜蜂が不足した状況もありまして、その際、養蜂家の方々が、採蜜用の群を取り崩して補っていただきました。そういうこともありまして、令和7年度は、蜜蜂が少ない状態での増殖作業ということで足りなくなることを非常に心配をしていたところです。

しかしながら、養蜂家の方々がしっかり努力をいただきまして、イチゴでは、まず不足が生じてはおりませんでした。追加供給についても、一定量が供給されるということでございます。

それから、スイカ、メロンについては、2月下旬から本格的な利用が始まったんですけども、引き続き養蜂家の方々が御努力をいただきまして、養蜂家それから産地のほうに聞き取ったところ、今のところスイカ、メロンでも不足は生じていないという状況です。

ただ、やはりこういう不安定な状況にあるということで、今回、こういう実証事業のほうをお願いしているところでございます。

具体的には、花粉交配用の昆虫いろいろいるんですけども、まずはクロマルハナバチですね。これを使った実証あたりに取り組んでいければというふうに思っております。

例えば、イチゴでは、最初花が少ないときにクロマルハナバチを使ってしまうと、体も大きくてちょっとというのがあって、それが花に集中してしまうと、やっぱりよくないということで、最初、例えば蜜蜂を使って受粉をしながら、後半はクロマルハナバチに変えるとか、そういったところでしっかり使えていくんじゃないかなというふうに思っております。そういった実証あたりもやっていきたいというふうに思っております。

今のところは、ある程度蜜蜂は確保できているんですけども、今後のそういう不測の事態に備えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○林田担い手支援課長 担い手支援課です。

外国人材のことについてですけれども、外国人材につきましても、現在、施設園芸を中心に、ほかには、露地野菜ですとかそういったところで、県内で大体5,500名程度の人材がいらっしやいます。

これまで、以前は中国からの方が多かったんですけども、その後、中国が減ってきてまして、ベトナムが増えてきております。ベトナムのほうもだんだんだんだんちょっとこう減ってきてまして、今はフィリピンとかインドネシアから来られる方が増えてきているといったような状況です。こういった円安の状況とか、あと、ほかの国あたりも、こういう実習生、外国人材を必要とするというようなことから、競合からだんだんだんだん受入れの国が変遷してきたというような状況でございます。

このまましますと、またフィリピン、インドネシアからも減るのではないかなという懸念がございますので、こういった事業を使いまして、外国人材に対しましても、あと、うちの県の農業者、両方がウィン・ウィンになるような施策を取って行って、継続的に外国人材の方に来ていただくような対応をしていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○野間森林整備課長 森林整備課でございます。

先ほど委員から御質問のありました森林の所有者ですね。登記されないで何代前というふうなお話でございました。

それについてですが、平成24年に、国の法によりまして、森林所有者が変わった場合は、これは市町村の窓口になるんですけども、届出を出しなさいというようなことになっております。

この趣旨は、やはり今委員おっしゃられた

所有者が誰か分からないという、どんどんそこが細かく権利者が増えていくということ、ここは歯止めかけたいということであっております。それが正しく過去に遡ってとかいうんじゃないくて、そのときに、土地所有者が変わったというような場合になっております。

そのほか、そういうことで、届出が来たそのときに、市町村が窓口ですので、そこでのいろいろ市町村の中の把握できる情報は修正されております。

例えば、林地の台帳、林地台帳というのがございまして、森林の所有者のいろんな情報が入っておりますけれども、その所有者の情報もそこで書き換えていくというようなこともございます。

あとは、森林の経営管理ということで、ちょっとまた細かい話になるんですけども、管理制度というものでございまして、そこは所有者に市町村がお尋ね、今後あなたの山はどう管理していきますかという意向調査をして、その結果をいただいて、所有者さんから、もううちで管理できないからお任せしますというところは、市町村が一定期間預かって管理をしていくというような制度もございます。そういうのもあって、森林整備のほうはやっていっているというような状況でございます。

以上でございます。

○城下広作委員 最初のポリネーターの分は、いわゆる足らなければ結果的に生産にまで影響しますので、しっかり代替というか、そういうこともやっぱり考えていくのは大事なことだというふうに思います。

それと、外国人材というのは、いわゆる世界も取り合いになると、極端に言うと。先進的な国が、結果的には労働者が足りないから取り合いになる。そのときに、今まで日本に来ていただいた方が必ずしも同じように確保できるかとは、なかなか為替の関係もあつ

て、よその国のほうが条件がいいからということで、日本を見捨てるという可能性もあると。この辺もしっかり考えないと、どうも日本人だけでは賄えぬような形の分になっているということで、しっかり日本に来ていただく。ある意味で、一回来た人は、やっぱり日本の待遇がよかったとか、日本の人は親切でよかったとか、こういうお金だけではなくて違う意味での日本の評価というのもつくり上げていくことも大事なかなということで、こういう教育が大事だというふうに思います。

最後、森林の所有者等を含め、これはもうずっとこういう問題だけじゃなくて、いろいろ何かすると、所有者が分かれて境界が立会いできなくて、結果的にもっとほかの困るということもたくさん付随しますので、こういう事業もしっかり宣伝をしながら、そして意識を変わってもらおうと、そして新しく名義を変えていくと、こういう流れもつくらなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○山口裕委員 25ページ、有機農業の生産拡大についてお尋ねします。

実は、以前県連のほうで我々勉強したことがあったんですが、有機農業については、まだまだすごく小さな状況だったから、そんなに取り組む人が多くない状況だったかなと思いますが、予算を見れば、かなり3倍ぐらいに膨れ上がっておりますので、今どういった状況なのか御説明をください。

その次なんですけど、38ページ、花卉の振興についてお尋ねしますが、3の花き管理DX、このDXは、平準化や出荷のための栽培技術等をデータ化する、どこをデータ化していくのか、この辺りをもうちょっと詳しく教えてください。

次に、40ページ、天草大王の新系統の造成事業なんですけど、天草大王も、地元にも、そ

して天草にも、そしてまた県内にも多くの方が取り組んでいらっしゃるけれども、この系統をもう一度つくるんだ、新系統をつくるということで、もう一度評価を高めるための事業かなと思います。ここもちょっと詳しく説明をお願いします。

あと、105ページ、すみません、水産のほうで。

まず、御質問をさせていただきました海藻類の研究や技術指導、このことについても教えていただければと思います。

続きまして、99ページですかね。

今回、未来の漁村を支える人づくりということで、拓心高校の話もちょっとさっきの説明でありましたが、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○山本農業技術課長 農業技術課でございます。

25ページの有機農業生産拡大加速化事業に関連して、有機農業の今の現状ということでございます。

有機農業につきまして、数値的なもので見ますと、令和4年度のデータになりますけれども、大体有機農業1,240ヘクタールほど栽培面積がございまして、このうち、最もレベルの高い有機JASというのがございますが、これが721ヘクタールということで、これは全国第3位ということで、しっかりと本県有機農業については取り組んでいる状況ということでございます。

この有機農業生産拡大加速化事業、かなり予算が上がってきているということで御指摘もいただきましたけれども、これにつきましては、通常のデジ田交付金の事業、プラス今年度につきましては、国庫事業のみどり交付金の事業、こういったものもこの中に入れ込んだという形で額のほうが増えていっているという状況でございます。

有機農業につきましては、先ほどお話し

いたしましたけれども、なかなか面積的にも農家の方々が点在をしているということで、標準的な技術がなかったりだとか、あるいは、販売先についても、農家が点々としておりますので、通常の農業に比べると、いろんな情報収集が難しいということで、参入がなかなか厳しいという状況もございますし、また、非常にレベルの高い有機JASですと、緩衝地帯ですね、ドリフトということで、隣の畑から薬が来たりとか、これもいけませんので、そういったものもつukらないといけない。そういうものもありまして、かなりハードルが高いということもございます。

そうした中で、この有機農業生産拡大加速化事業をはじめとする国の事業を活用しながら、コストがかかる部分というのを軽減しながら進めさせていっていただいているというところでございますし、まさにこの事業の中では、いろんな技術を標準化されたものはありませんので、相談窓口というのを設置しまして、そこに相談をすると一元的にいろんなことを返してもらえ、こういった取組もしながら、今現在、国のほうでも、みどりの食料システムということで環境負荷低減というのを進めておりますので、しっかりと国と連携しながら、こういった取組を進めていきたいというふうに考えております。

農業技術課は以上でございます。

○山口裕委員 1点返して聞いていいですか。

先進的な取組というのは。

○山本農業技術課長 先進的な取組といたしますが、環境に優しい農業については、減農薬、減化学とかありますけれども、有機ということで、もう全く化学農薬、化学肥料を使わないという意味で先進的というふうに書かせていただいております。

以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

38ページの花き管理DX推進事業の具体的な内容ということかと思えます。

センシング機器を活用して、データ、技術の見える化を図っていこうというふうな取組でございます。気温だったりとか、湿度だったり、明るさだったり、土壌水分だったり、そういったものをセンシング機器で測定をしまして、要は、こういう条件のときにはこんな管理をしましょうとか、そういったものをしっかり技術の見える化をしていこうということです。若い技術栽培者に対して、そういう見える化をしてやると取り組みやすくなるということで、そういったマニュアルを取りまとめていこうというふうを考えております。品目は、カスミソウのほうでやっていこうかなというふうに思っております。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

天草大王につきましては、平成4年から農業研究センターのほうで復元を始めまして、13年度に復元が完了しております。それから25年経過しておりまして、非常に今近交係数が上昇してきているということで、その種を、これまでずっと閉鎖系群で外部から血を入れることなく、ずっとこう維持してきたわけですが、それをずっと続けると、近交係数が上昇してしまうということで、今回、第2世代の天草大王の新系統を造成する事業を提案させていただいております。具体的には、飼料費とかワクチン接種とか、そういうのに要する経費をここに計上させていただいております。

○山口裕委員 追加でちょっとお尋ねしていますか。

天草大王というブランドを確立するため

に、皆さんも以前努力されたのも一定程度理解しているんですが、飼養する期間とか、こういったものが何か守られたり守られなかったり、そういったこともあったやに記憶しておりますけれども、そういったものももう一回立て直すという観点でよろしいですか。

○安武畜産課長 天草大王の飼養管理につきましては、マニュアルを作成しております。で、通常115日ぐらいを大体出荷の目安としておりますが、そこはやはり生産者のあか牛みたいにこだわりがありまして、早く出す方とか、やっぱりじっくり飼われる方がいらっしゃって、それはやはり生産者の方の経営判断で今されている状況でございます。

以上でございます。

○山口裕委員 その辺りは、経営の判断ということでもありますけれども、せっかく系統をしっかりと立て直す形で、もう一度、市場でも評価もありますし、この評価にそぐわない形をもう一回再建していただければと思います。

続けて、水産のほうもお願いします。すみません。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

まず、海藻についてでございます。

水産研究センターにおいて、海藻類総合対策事業を行うのですが、具体的内容につきましては、現在、養殖漁業ともに、環境変化または食害の影響により、その生産量ともに減少している状況です。

藻場につきましては、水産生物の生育の場としても重要でございますが、現在、30年前と比較いたしまして、約30%減少していると言われております。なので、その維持、再生が重要であると考えているところです。

養殖につきましては、海域環境の変化に対

応するために、例えば、高水温耐性のワカメとか、そういう品種改良、または、その養殖技術の工夫等を行うこととしております。また、あわせまして、養殖業者の皆様に対しまして、きめ細かな技術指導を行う予定です。

また、藻場につきましては、モニタリングによる現状把握と併せまして、地域で藻場造成を行われているんですが、その取組を推進するために、藻場造成の効果調査も行います。

さらに、海藻の藻場マニュアルをしっかりとつくりまして、技術普及を図っていくこととしております。

続きましては、担い手についてです。

未来を支える人づくり事業でございますが、これまでは、漁業者になる希望がある方、就業前から就業の支援を中心に行ってききましたが、まず、その前の段階でしっかり水産業の魅力を発信するという意味で、今年度から、水産高校に対しまして、スマート水産業の現場実習等も行っております。そこを中心にやっているのは水産研究センターでございますが、水産研究センターのそういう研修に関する機能もしっかり充実しながら、来年度につきましては、水産高校以外の高校、具体的には3校程度を想定しておりますが、そこにまず漁業者の方に行っていただいて、水産業の魅力を発信していただくという出前教室を計画しているところです。

以上でございます。

○山口裕委員 藻場については、海藻については、これはもうしっかり取り組んでいただきたいという思いがありまして、そしてまた、漁業者のみならず、その加工に加わる人とかも加わっていただいて、この地域で生産できる養殖、そしてまた天然、両方の藻場造成には、今回マニュアルをもう一回つくられて取り組まれるということですので、大きな期待と、そしてまた、一番に関わる漁業者に

とって、やっぱり藻場を造成する、藻場を大きくするということが重要だということをやっぴり理解していただけるよう努めていただければと思います。

あと、若手の育成なんですけれども、しっかり収入が得られれば、若手の漁業者って誕生したんですよね。もう18歳、高校卒業して漁業に就業している若者もいますし、それには魅力があって、一定の若い世代にとっては高い実入りがある、そういったところで頑張っている若手もおりますので、そこだけを実際立させるんじゃなくて、この有明海、八代海、近海の海で頑張れる体制ということがあるよということをしっかり伝えていただければと思います。よろしく願います。

○山本農業技術課長 農業技術課でございます。

先ほど、25ページの有機農業生産拡大加速化事業で先進的な取組というお話がありました。

これは有機農業に関することということでお答えしましたけれども、まさにそのとおりでございますが、補足させていただきますと、この先進的な取組というのは、有機農業の取組で、オーガニックビレッジという取組で、市町村単位で地域ぐるみで生産から流通、販売までの取組をするということで、先進的というふうに書かせていただいております。

以上、説明は農業技術課でございます。

○河津修司委員長 ほかに質問ございませんか。

○幸村香代子委員 20ページをお願いします。

ちょうど昨日県南のフードバレーの講演会と交流会が開催をされておまして、年々や

っぱり中身も充実してきてますし、いろんな異業種の方たちの参加も多くなって、非常にこれからの県南の農林畜産の発展につながっていくのかなという期待も持ったんですが、それでまず、昨日の開催の評価というか、それを聞かせていただきたいのと、今年度、さらにどういったふうな構想をお持ちなのかということについてちょっとお話をさせていただいていいですか。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

昨日はありがとうございました。

フードバレーの取組に関しましては、今年度から、フードバレー構想ステージ2ということで、新たな展開で今取組を進めているところでございます。

これまで、どちらかといいますと、個人の生産者の方とか加工事業者の方々への支援というのがメインとなっておりますけれども、今年度から新たに、これまであまり連携しておりませんでしたけれども、地元の経済団体との交流、連携につきましても力を入れて進めていくこととしておりまして、そういった意味で、今回の交流会では、そういう商工団体の方々にも御出席をいただきまして、これまで以上に広い分野で取組が連携して進められていくという、そういう基盤といいますか、そういったことができてきたのではないかなということで、皆さんからもそういった評価をいただいておりますので、一定の評価はいただいているのかなというふうに感じております。

それから、来年度につきましては、先日、2月補正のほうで予算のほうをお認めいただきましたけれども、フードバレーの農産物の高付加価値化緊急支援事業ということで、様々な事業に取り組んでいくこととしておりまして、これまで取り組んでまいりましたような販路拡大の取組に加えまして、こちらのほ

うも、また地元でのフードバレーの盛り上げということで、県南各地域におけます食の関連のイベントですとか、また、こちらのほうでも、商工関係の団体と地元の商工会議所、商工会と連携しましたイベント、取組などを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○幸村香代子委員 ありがとうございます。

本当に経済団体との連携というのが、とても大切になってきているなというふうに思うのと、また、経済団体の方たちも非常に高い関心をお持ちで、やっぱり応援していかないかぬよねというふうなお声も大分いただいたところです。聞こえてきております。

そして、昨日の中で高校生の発表がありましたよね。あれは商品化されていくんですかね。ちょっとそこを気になったので。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

高校生のほうが開発した商品につきましては、もう本当に商品化をして販路のほうも開拓をしていくということで、様々なアドバイスですとか、プロのバイヤーからの助言とか、そういったところで支援を進めていくこととしております。

以上でございます。

○幸村香代子委員 ありがとうございます。

高校生が地元の食材に関心を持って、それを加工して商品にしていくという、その経験ってやっぱりすごく大きいというふうに思うんです。なおかつ、それを、まずは22ページに地産地消がありますけれども、地産地消で、そういう高校生が開発したものを地元で使っていくというようなものにもつなげていければなというふうに思います。

昨日は、そういったことも含めて、ステー

ジ2といったところで、やっぱり変わってきたなということも感じましたので、ぜひ次につながるような取組をまた進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第46号、第55号、第56号及び第87号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第46号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認めます。よって、議案第46号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査をすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい、異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

その他報告事項①新規就農者の状況につい

てでございます。

1ページをお願いします。

今回の調査期間は、令和6年5月から令和7年4月までの1年間でございますが、この間の新規就農者数は384人と、前期に比べて8人増加しております。

内訳を就農形態別に見ますと、自ら営農する新規自営就農者では、Uターン就農は3人減少したものの、新規学卒就農者が21人増加、非農家出身の新規参入者は5人増加で、前期比23人増の226人となっております。一方、法人等への新規雇用就農者は、15人減少し、158人となりました。

国、県によるきめ細かな就農支援対策により、親元就農者をはじめとした新規自営就農者の減少に歯止めがかかった一方、新規雇用は他産業との人材獲得の競合が継続し、減少を続けているものと考えております。

下のページ、年齢別の状況では、20代の就農者が138人と最も多く、10代から30代までが全体の約7割を占めております。

年齢別に就農形態を見ますと、新規学卒及び新規雇用は20代で多く、Uターン就農者は20代、30代で、新規参入は30代で多くなっております。

3ページをお願いします。

地域別の状況では、菊池地域が76人と最も多く、次いで、阿蘇、熊本、玉名地域と続いております。

下のページ、営農類型別では、施設野菜が、Uターン、新規参入などの新規自営就農を中心に130人と全体の約3分の1を占め、次いで畜産が新規雇用就農を中心に88人となっております。

5ページをお願いします。

新規自営就農者の定着状況ですが、表の右側の赤枠に今回調査しました就農5年目までの離農率を記載しております。

離農率は、計の欄のとおり3.4%と低い水準を保っており、高い割合で定着が図られて

おります。

新規就農者の概要は以上でございます。

下のページには、本県における来年度当初の取組を示しております。

農業を取り巻く環境の変化から、新規就農者の確保は厳しい局面になっておりますが、これまでの取組に加えて、小中学生に対する就農啓発の強化や就農支援体制の整備など、より細かに対策を実施し、取組の強化を図ってまいります。

以上で説明を終わります。

○藤田林業振興課長 林業振興課です。

報告資料②くまもと林業大学の機能拡充に伴う基本構想(案)についてです。

資料の1ページをお願いします。

基本構想の位置づけです。

当基本構想は、機能拡充に伴う基本方針、育成する人材、各コースの概要、研修施設、組織・運営体制等の基本的な考え方を定め、今後の具体的な検討を進めるための指針となるものとして策定するものです。

黄色い色の枠内、基本構想の内容については、第1章のくまもと林業大学の機能拡充の必要性から、第7章の新たな林業大学の開校時期までの7章の構成としております。

下のページをお願いします。

第1章、くまもと林業大学の機能拡充の必要性についてです。

最下段、左の黄色の枠内、令和6年度に、くまもと林業大学の機能拡充に伴うあり方検討委員会から、(1)現場の即戦力となる人材の育成、(2)組織の中核となる人材の育成、(3)林業と併せて地域を活性化できる人材の育成が必要との提言がなされました。

この提言を受けまして、右の緑の枠内、入校者の確保や人材育成に当たっての課題等に対応し、次世代の林業担い手を確保、育成するには、検討委員会の提言等を踏まえ、林業大学の機能を拡充し、魅力の向上を図り、

選ばれるくまもと林業大学校となる必要があるとしたところです。

3ページをお願いします。

第2章、人材育成の基本方針についてです。

中段の枠内、基本方針です。

熊本県の充実した森林資源を、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を確立し、「持続的で活力あふれる「くまもとの森林・林業」を創る」ため、次世代をリードする林業担い手を確保、育成することとし、1、現場の即戦力となる人材を育成する1年コース、2、林業経営を担える人材を育成する2年コース、3、林業と共に山暮らしをできる人材を育成するショートコースを設置いたします。

下のページをお願いします。

第3章、各コースのカリキュラム等の概要についてです。

左の枠内、新設します2年コースの概要について。

1、コースの内容として、林業経営者を育成することとし、研修生定員は、1学年8名程度の規模で検討をしております。

3、カリキュラム内容は、記載のとおりですが、下線の内容は2年コースのみで実施するものです。

次に、右の枠内、新設のショートコースの概要についてです。

コースの内容として、半林半Xを実践できる人材を育成することとし、研修生定員は10名程度の規模で検討いたします。

カリキュラム内容は、森林・林業に関するプログラムは必修とし、半Xとなるその他プログラムは選択制といたします。

5ページをお願いします。

第4章、研修施設、演習林の設置についてです。

上段の機能拡充の拠点について。

林業大学の機能拡充については、①豊か

な森林資源を有し、②県内屈指の林業地域であり、③現場研修のフィールドとして活用できる県有林が多くある五木村の県南校を拠点といたします。

新設する2年コースとショートコースについては、五木村の県南校で実施することといたします。

なお、既存の1年コースについては、カリキュラムを拡充の上、引き続き、熊本市の県北校と五木村の県南校の2校体制で実施いたします。

6ページをお願いします。

最下段、第7章、新たな林業大学の開校時期についてです。

林業大学の機能拡充に向けて、五木東小学校の校舎の活用、研修施設の整備、2年コースなどの詳細なカリキュラムの決定、講師陣の選定、組織・運営体制の検討、関係機関等との連携・協力体制の構築などを着実に進め、新たな林業大学を令和10年4月に開校することを目指すこととしております。

林業振興課は以上です。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

報告資料③新漁業取締船あまくさの就役についてをお願いします。

裏面をお願いします。

令和5年12月に漁業取締船「ひご」が、令和7年11月に漁業取締船「あまくさ」が退役し、その代船として、新たに漁業取締船「あまくさ」を建造し、令和8年3月に就役いたしました。

総事業費は12億1,000万、総トン数は68トンで、40ノット以上の速力を有しております。また、主な搭載機器として、電光掲示板、電子海図表示装置及び海上監視カメラ装置を搭載いたしました。

今後は、漁業取締船「あそ」と2隻体制で漁業取締りを実施してまいります。

なお、来週3月17日火曜日に、宇城市三角町で就役式及び記念航海を開催する予定としております。

水産振興課は以上です。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

報告事項④をお願いいたします。

令和7年8月豪雨を踏まえた浸水被害を軽減する対策(案)について御報告します。

本件につきましては、本日の建設常任委員会でも同様に御報告いたします。

上段1では、豪雨の概要と被害の状況を整理しております。

次に、右の2ですが、これまでに検討会を3回開催し、学識者への意見聴取も行った上で、浸水被害を軽減する各対策案や事業主体、ロードマップについて議論したところであります。

次に、下段3の主な課題及び対策の概要です。

中上流部、沿岸部、市街地部の3つの地域におけるそれぞれの地域特性を踏まえた課題と対策になります。

なお、青字の表記が農林水産部の取組でございます。

左上の共通は、3つの地域全てに共通する事項です。

気候変動への対応や河川整備の加速化に対し、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定、変更、河道掘削、河道整備を進めてまいります。

次に、右の中上流部です。

洪水調節施設などの整備、活用やかんがい施設等の治水利用に対し、遊水地整備及びダムやため池等における事前放流、田んぼダムの取組拡大を進めてまいります。

次に、左下の沿岸部です。

排水機場の浸水対策や非常時の対応、かんがい施設等の治水利用に対し、施設の高所

化、耐水化、排水機場BCPの見直し、災害応急ポンプの配備、排水機場等による事前放流を進めてまいります。

次に、右下の市街地部です。

内水による浸水リスクの把握や都市化による雨水流出量の増大に対し、内水被害のリスク情報の周知、調整池の有効活用、雨水貯留施設の設置を進めてまいります。

最後に、右の4、今後の予定です。

今後、対策案について、改めて学識者に意見聴取し、3月18日に予定する第4回検討会で対策を取りまとめ、今年の出水期までに各流域治水プロジェクトへ反映する予定です。

農村計画課は以上です。

○河津修司委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 くまもと林業大学校の機能拡充に伴う基本構想案についてでありますけれども、全国に、全部じゃありませんけれども、かなりの数、林業大学、各県で都道府県主催でおつくりいただいているというお話を伺ってます。今大体どのくらいあるのかが1つと、それから、それぞれの大学の状況ですね。私、一部非常に入学者が少なく、苦戦している大学があるという話も聞いておりますけれども、その状況について教えてください。

そういう状況の中にあって、今回2年制コースも含めた新しい新規のカリキュラムをおつくりいただくということは、大変ありがたいことだというふうに思っておりますし、また、五木村のフィールドを活用いただくということも、五木村振興について非常にプラスになるというふうに思って、地元の期待も大きいんじゃないかなというふうに思っているところでもありますけれども、これから先、そ

ういう生徒募集をしていながらしっかりと教育していただいて、そういう人たちが、また今度は現場の中で活動していただきたいというふうに思ってますが、卒業後の道について、先ほどちょっとお話があったと思いますけれども、現状についてもう一回教えていただければと思います。

以上です。

○藤田林業振興課長 林業振興課です。御質問いただきました。

今日の資料の2ページをお願いいたします。

まず、全国に何校あるかという御質問に対しまして、真ん中の段、(3)課題のところを御覧ください。

入校生の確保というところがございますけれども、ここに折れ線グラフを表示しております。

令和7年度現在で、全国に29校が設置されております。本年度4月に鹿児島県に設置となりまして、全国では29校ですけれども、九州では4校、熊本、宮崎、大分、鹿児島、この4校が現在設置されているという状況です。

本県、令和7年の入校生は、24名の定員に対しまして16名でございました。その16名は、来週卒業いたしますが、全て林業事業体に就職するというような状況になっております。

委員からも御指摘のとおり、ある県におきましては、定員に対して1名しか入っていないというような林業大学校もあるということで、やはり他産業等の獲得、また、高齢化、少子というようなところで人員の確保に苦慮しているところが各県同じような状況になっております。

一方で、来年度、本県におきましては、24名に対して1名辞退者が出ましたが、23名の方が入校するというところで人員確保ができて

いる状況です。

卒業生の状況、本年度の方は全て林業だったんですけれども、2ページの資料(2)のところを見ていただきますと、令和元年開校いたしまして、令和6年まで105名の卒業生が卒業しております。105名も全て林業に就業いただいているというような状況になっております。

先ほど農業の就農者数が報告されましたけれども、林業については、認定事業体、把握できている会社での統計ですけれども、73名が令和6年度は林業に就いていただいたという状況で、令和元年からの林業大学校を開校しましてからは、毎年平均80人が林業に就業いただいているというような状況になっております。

県の目標としましては、100名というのを目標としておりますので、この2年制大学にしまして、さらに林業に就業いただけるような環境を整えていきたいと考えております。

林業振興課は以上です。

○前川収委員 さっき聞き忘れたんですけれども、2年制大学を持っているところは幾つあるんですか。

○藤田林業振興課長 全国は、ちょっとすみません、正確な数字はございませんけれども、九州では熊本が初という状況になりますけれども、例えば、委員会で視察いただきました北海道でありますとか、京都、長野県といったところは、もう長く2年制大学でやられております。

○前川収委員 はい、ありがとうございます。大丈夫です。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池永幸生副委員長 新規就農者の方が、20代が一番多いというふうにありますけれども、辞めていく人がかなりあるんじゃないかな。それは辞める定義というのがいろいろですね。漬物を作る人もおるだろうし、そういった感じで辞める人の数が分かったら教えてもらえますか。

○林田担い手支援課長 担い手支援課です。

確かに、委員がおっしゃられたとおり、20代の就農者が多いんですけれども、辞めた方につきましては、5ページのほうにございまして、新規自営就農者の定着状況というところで、過去5年間につきましては、就農者数が1,162名中40名が辞められたというところで、辞められた方の割合が3.4%ということになっております。辞められた方の年代というのは、ちょっと分かりませんので、申し訳ありません。

○河津修司委員長 よろしいですか、副委員長。

○池永幸生副委員長 はい。

○河津修司委員長 そのほか質疑はございませんか。——なければ、以上で質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから、11月定例会の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和7年度農林水産常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、池永副委員長や執

行部とで協議し、当委員会としては、10項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査、検討を続けておられますが、ここに上げた項目は、具体的な取組が進んだものなど代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして、何か御意見ありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 なしということで、それでは、この案でホームページに掲載したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、掲載までに、簡易な文言の修正、時点修正等があった場合は、委員長に一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしということで、それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませぬでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして第8回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時13分閉会

○河津修司委員長 本委員会の執行部のほうで、本年3月末をもって役職定年等をされる方が4名いらっしゃいます。

それぞれ一言ずつ御挨拶いただければと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それでは、1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

（中島農林水産部長～山下森林保全課長の順に退任挨拶）

○河津修司委員長 県庁を辞められます4名の皆様、お疲れさまでした。

なお、今年度最後の委員会でありますので、一言私からも御挨拶を申し上げます。

この1年間、池永副委員長をはじめ委員の皆様のお協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりましたが、各委員におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございます。

また、中島部長をはじめ執行部の皆様におかれましては、委員会において常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

先ほど御挨拶いただきましたが、この3月をもって勇退される方におかれましては、長い間県政に携わっていただき、誠に御苦労さまでございました。

本県は、熊本地震、豪雨災害からの復旧、復興など問題を抱え、農林水産部にあつては、毎年のように発生する自然災害による被害や半導体関連企業の集積に関わる代替農地確保及び物価高対策等への対応など、大変な状況にあります。御勇退後も県民の一人としてお力添えをいただきますようお願いいたします。

また、引き続き県に残られる方におかれましては、今後も県政に携われるということで、これまでの経験と知識を生かして、今後もますますの活躍をお祈りいたします。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

どうもお世話になりました。（拍手）

次に、池永副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○池永幸生副委員長 1年間お世話になりました。河津委員長にもし何かあったときは命

をかけて守るつもりが、なかなか丈夫で——
また、委員会、もともと私も百姓の出ですから、元に戻ったかなという思いをしております。

また、これから先も、本県の農業関係に関しまして、大変な課題に御対応いただきますことをお願いし、挨拶とします。（拍手）

○河津修司委員長 以上で委員会を終了させていただきます。

午後0時22分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長